

まちづくり実働組織認定可否決定通知書

平成28年8月9日

寺尾まちづくり協議会

会長 飯塚 昌宏 様

栃木市長 鈴木俊美

平成28年6月1日に申込みのあったまちづくり実働組織の認定については、次のとおり決定しましたので、栃木市地域づくり推進条例第13条第3項の規定により通知します。

決定区分 ☒ 認定する
☐ 認定しない

(理由)

- (注) 1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木市長に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に栃木市（市長が代表者となります。）を被告として提起することができます。ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。